

# 特別経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第16条第2項)



(ダイジェスト版)

2026年1月

(実施期間：2025年4月から2030年3月)

1. 特別経営強化指導計画の策定にあたって	・・・	3
2. 経営指導方針および指導体制の整備	・・・	4
3. 当信用金庫の施策に対する指導・助言	・・・	5
4. 経営指導のための施策	・・・	6
5. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容	・・・	7
(参考) 金融機能強化法を活用した資本参加スキーム	・・・	8

# 1. 特別経営強化指導計画の策定にあたって



信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、2012年2月、東日本大震災により被災した宮古信用金庫が地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、金融機能強化法の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化いたしました。

震災から14年が経過しましたが、この間、当信用金庫の主な事業区域である岩手県宮古市、山田町および釜石市では、災害公営住宅等の建設は完了し、2019年3月の三陸鉄道全線開通や2021年3月の宮古盛岡横断道路の全線開通および2021年12月の三陸沿岸道路の全線開通等、インフラの整備は大きく進んでおり、復興へ向けた物流や人的交流の促進が期待されるなど、地域の復興に向けた着実な歩みが見受けられます。

しかしながら、中小企業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状態が続いており、取引先の経営改善、事業再生、事業承継および創業・成長分野等の新たな事業展開に向けた支援等、当信用金庫が果たすべき役割は益々重要なものとなっております。

このため、当信用金庫は、今般、特別経営強化計画を策定し、引き続き、金融機能の維持・強化および地域の復興・創生ならびに地域経済の活性化に向けて、特別経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでいくこととしております。

信金中金は、特別経営強化計画に対応する特別経営強化指導計画を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が特別経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復興・創生に向けた当信用金庫の取組みを継続的かつ全面的に支援してまいります。

## 2. 経営指導方針および指導体制の整備

### ■ 経営指導方針

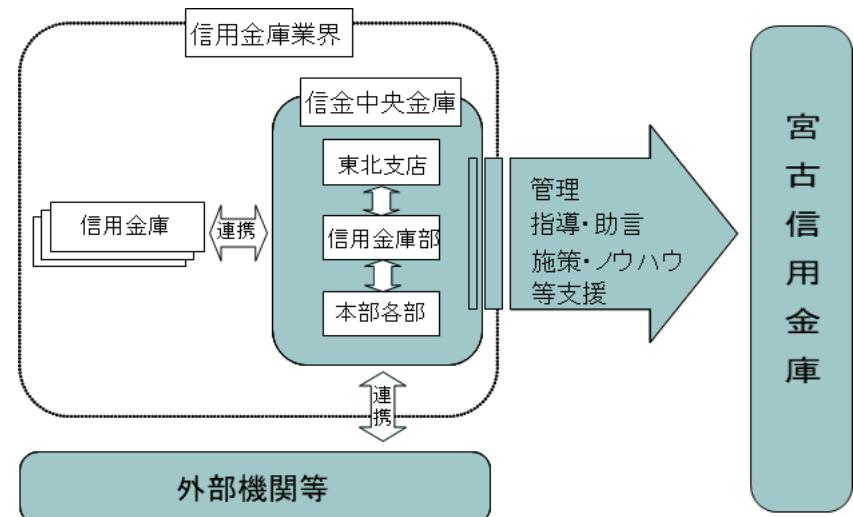
信金中金は金融機能強化法を活用するにあたり、定期的に、または隨時行うモニタリング等を通じた管理および指導・助言等、特別経営強化指導計画に掲げた施策を適時・適切に実施することにより、当信用金庫の特別経営強化計画の着実な履行を支援するとともに、地域の復興・創生に向けた当信用金庫の取組みを継続的かつ全面的に支援してまいります。

### ■ 指導体制の整備

信金中金は、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る担当者を配置するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣する等、指導体制を整備しております。

今後も引き続き、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携を図るとともに、各分野の専門的なノウハウを有する本部各部および東北支店が一体となって、当信用金庫の特別経営強化計画の実施に向けた支援に取り組んでまいります。

#### 【管理および指導・助言に係る体制】



### 3. 当信用金庫の施策に対する指導・助言



信金中金は、当信用金庫が特別経営強化計画に掲げた以下の施策の円滑かつ確実な実施に向けて、モニタリングを通じ実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

#### ■ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策

- 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策
- 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証する体制
- 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策

#### ■ 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

- 相談機能の強化等に関する方策
- 復興支援関連商品等の提供・推進に関する方策への指導
- 地方創生に向けた支援に関する方策への指導
- その他の施策に関する方策

#### ■ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策
- 経営に関する相談その他の取引先に対する支援に係る機能の強化の方策
- 早期の事業再生に資する方策
- 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策

## ■ 特別経営強化計画の履行状況の管理

定期的な報告等による各種施策の実施状況および課題の把握ならびに特別経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた指導・助言

- 特別経営強化計画の履行状況報告（3月末、9月末基準）

## ■ モニタリング

### オフサイト・モニタリング

- 各種リスク管理状況に関するモニタリング
- 経営状況に関するモニタリング

### オンサイト・モニタリング

- 特別経営強化計画の履行状況報告等に基づき、定期的に、または随時行うヒアリング
- 貸出金実地調査による債務者の実態把握、事業再生等の取組状況の確認 等

## ■ 特別経営強化計画の履行を確保するための支援

- 信金中金職員の出向派遣による連携強化
- 中小企業のライフステージに応じた経営支援等の取組支援
- 各種研修等への講師派遣、各種情報の提供および信用金庫役職員向け実務研修プログラムを通じた人材育成支援
- ビジネスフェア・個別商談会の開催等の支援を通じた取引先の販路拡大に向けた取組支援
- リスク管理体制強化の支援
- 地方創生に向けた取組支援 等

# 5. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容



## 【信金中金が保有する額】

信託受益権 15億円

## 【算定根拠】

当信用金庫が東日本大震災からの復興・創生需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は100億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し85億円の信託受益権の買取りを求め、残額の15億円の信託受益権を信金中金が保有するものです。

信金中金が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の2を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の1を乗じて計算した金額との合計額としております。

## 【信金中金が保有する信託受益権の額および内容】

項目	内 容
1 信託	宮古信用金庫優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 信託設定時信託財産	宮古信用金庫優先出資証券100億円
4 信託設定時元本	15億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」 ただし、日本円TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2012年2月20日
8 受益権譲渡日	2012年2月20日
9 信託予定期間	28年
10 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。

# (参考) 金融機能強化法を活用した資本参加スキーム

